

大塚製薬株式会社と天理大学との包括連携に関する協定書

大塚製薬株式会社(関西第一支店取扱い。以下「甲」という。)と天理大学(以下「乙」という。)は、相互の協力・連携を円滑にするために、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙の双方がもつ資源や特性を活かしながら相互連携と協働による活動を推進し、学生の健康増進に向けた取り組みを推進していくことにより学生生活を充実させ、地域に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について互いに連携し協力するものとする。

- (1) 熱中症対策を中心とした健康講座及び調査研究の実施に関すること
- (2) 児童生徒を含む地域の健康増進に関すること
- (3) 災害時に備えた自動販売機の設置に関すること
- (4) 主に体育系クラブ所属学生に対する健康情報の提供等によるサポートに関すること
- (5) 連携プロジェクトや健康作りイベントの推進に関すること
- (6) 学生のキャリア形成支援に関すること
- (7) その他本協定の目的を達成するために必要と認める事項に関すること

(協議)

第3条 本協定の実施に関する具体的な事項については、甲及び乙の両者が協議して定めるものとし、協力・連携に関する担当者をそれぞれ配置し、相互に協議・情報交換等を定期的に行う。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を、本協定の目的のために使用し、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏らしてはならない。

(協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、暴力団等の反社会的勢力(暴力又は威力と詐欺的手法とを駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等を含む。)と社会的に非難されるような関係を持ってはならない。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫若しくは暴力を用い、又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説の流布、偽計又は威力による信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に掲げる行為に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項に定める義務に違反すると合理的に認められる場合又は前各号に掲げるいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和6年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の申入れがない場合は、1年間有効期間を延長する。なお、その後の有効期間満了時においても同様とする。

(細則)

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項について必要があるときは、甲及び乙の両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月8日

大塚製薬株式会社関西第一支店
支店長

飯田直

天理大学
学長

水元政弘